(様式4)継続	表事業中間評価調	書 (平	成31年度実施事業)										評価確定	日(令和2年	-7月·日
事業コード				政策コー		政 策		交通死亡事	事故の抑止						
車 業 夕 赤道	指導取締活動事	华		施策コー	ード	施策				5交通指導取	対締りの推.	進			
	21日等以州伯男子:	未		目標コー		施策目	標名	交通事故列	E傷者数の洞	域少					
部 名 交通	部課	名 交通		係名 交通	通係			,	el) 5122	担当課	長名 鈴木	幸司	担当者名	澤田石辰	美
			評価対	象 事	業	の 🌣		•				事業年月	复 年	F度~	年度
県民の安全・ 及び迷惑性の高 飲酒検知器、定	い違反の取締り 置式レーダ速度	ため、交通 を適正かつ 違反取締装	ための必要性) 事故に直結する飲酒道 効果的に実施する必要 置、放置駐車違反管理 定期的な更新を要する	要がある。この 里装置等を整備	のため、	交通事 及び交通	故抑止 死亡事	ういう状態に に資する効 故抑止を目 を方針との関	果的な交通 的とする。	指導取締り / 一重点推進			推進し、交 也の事業	通事故の終	計量抑制
	はあるものの、飲酒 検知器の適性維持		う交通事故は依然とタ である。	発生しており、	この撲			<u>: かずこの関</u> :めの方法	IK L	」主派证是	: 		507 F A		
暴走運転、飲 県民からの強いの要望に応える しかし、各種 り、交通情勢の	取締り要望があ 必要がある。 取締用資機材の 変化や県民要望	性、危険性 り、体制の 老朽化が著 に応えるの	及び迷惑性の高い違原 強化及び取締り用資材 しく、破損や故障が が困難な状況である。	幾材の整備に。 多発している野	より県民	③達成 <i>0</i> .	D対象者 Dための	f·団体 県)手段		・違 反の取締	5りを効果6	的に行うた	め、取締資	機材を適工	Eに配分
	《の状況(事業継紀 握した対象□ 受		したもの) 一般県民 (時期:	年 /	月)	6. 前回部	平価結果	⋛等 ✓	実施又は継	続	改善		再検討又は	縮小・休廃	止
③ニーズの具体 飲酒運転ペ 取締要望がま	本的内容 ☆暴走車両等、悪 かる。		報告される交通取締管性及び迷惑性の高い		,		項								
7. 事業の全体		1		Θ =ν	00			00/= ==	07/5	00 /- /-	00 to the	00 to the	01 /= #		4b \ =1 =
事業内訳コート゛	事業項目 交通指導取締	ユー フニ	左 ィコート、矢印誘導板		明	·	— .	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体(最	終)計画
	交通指導取締 り活動に対す る経費	ン、停止が	7 ユート、大印행等が 丁、発煙筒等	(, i - 7 / V)	/1 r, t	<u></u>		3, 868	5, 550	3, 685	3, 671	3, 989	2, 665		
	同上		自動速度取締装置、定	置式速度取締	游装置、食	次酒検知器))	4, 342	24, 955	18, 155	25, 208	1,718	1, 718		
	同上	(放置駐車	量反管理システム等 車違反標章等の印刷製			务委託等)		15, 608	30, 866	19, 033	20, 305	19, 057	19, 442		
	同上	最高速度過	韋反管理業務システム	改修に要する	経費					1, 194					
予算額(千								23, 818	61, 371	42, 067	49, 184	24, 764	23, 825		
財国 庫 補								3, 283	12, 200	8, 734	10, 083	686	686		
源中である。	債							10.515	10.001	0.001	10.050	10.000	0.005		
その	財源							10, 546 9, 989	10, 801 38, 370	9, 601 23, 732	12, 950 26, 151	13, 860 10, 218	6, 289 16, 850	 	
73人	*** ""							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,		==, 101	1 ., 210	10,000	_	

8	. 事業の	効果を挑	四握する	ための手	≦法及びゑ	効果の見	込み				ご告記屋Eに トス部 体							
指標名 県内の交通事故死傷者数											所管所属長による評価	評価結果						
指標の種類 ✓ 成果指標 業績指標											現状の課題に照らした妥当性 ✓ a b c							
指標式 ①年度別の目標値(見込まれる効身											飲酒運転や速度超過違反を取り締まるためには、信頼のできる専用の取締り機材が 必要不可欠である。	✓A						
1	指 標	H28	H29	H30	R1	R2			最終年度	,	这							
指		2000	2000	2000	2000	2000				Ę	要 住民ニーズに照らした妥当性	□в						
標	実績b	2745	2498	2186	1870						性 悪質危険かつ迷惑性の高い飲酒運転や著しい速度超過違反に対する住民の取締り要							
1	a/b	72.9%	80.1%	91.5%	107.0%					C	の 望は高く、住民のニーズに応えるためにも必要である。							
	東北									看	観	□с						
	全 国									ļ.	点							
	②データ等の出典 交通事故統計 巨標値、実績値は暦年(1~12月)の数値										法令・条例上の要請等							
	③把握す	この世間	1	当該年		月□	, . ,		翌々年度	月	理							
\vdash	指標名		Ů	コ欧干	又丁	л	並干皮		」立八十尺	7	迪							
	指標の種		成身	果指標		業績指標					事業目的の達成状況 評価の対象 √ 対象 対象外							
	指標式			147410		14136111111					有	✓A						
			法 / 目 ' 1:	ナムフか	m /					P	【理由】 佐 交通指導取締資機材等を充実させることで、飲酒運転や暴走車両等の悪質性、危険							
	①年度別の目標値(見込まれる効果) 指標 標 最終年度										の	□в						
指	日梅。								取心干皮	—	間の事故防止を図り、交通事故を抑止する有効性が認められる。	□с						
標	実績b										点	۵۰						
П	b/a																	
	東北										効 □ □ c	(√A						
	全国										率	[<u>√</u> A						
	②データ等の出典						1	1		II.	-性 適正かつ効果的な取締りを行うことで、 ドライバーの規範意識の向上が図られるな 短いの対象をないにつながる。また、限られた人員で最大限の効果が期待でき、費							
	□ ③把握する時期 □ 当該年度中 月 □ 翌年度 月 □ 翌々年度 月							月	翌々年度	-	ᄪᄢᅲᄪᇌᆀᄺᇷᆓᄀᇫᇰᇍᇏᆔᅝᇌᅁᇰᇃᇕ							
F	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □											С						
①指標を設定することが出来ない理由																		
											│ │ 事業の妥当性 │ └ │ A(妥当性が高い) │ │ B(概ね妥当である) │ │ C(妥当性	が低い)						
										¥	公							
											総 合 対応方針 ☑ 現状維持で継続 ☐ 見直して継続 ☐ 休廃止							
②具体的な把握方法										ا الا		1 + 7 1.						
											□ 悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の取締りを強化することで、重大交通事故を抑める。 ともに、安全・安心な交通環境が醸成され、県民のニーズとも合致し、その妥当性は高							
											できることから現状維持で事業を継続するものである。	. 6 (49)						
										Ĵ <u></u>								
③把握した効果										- I	評価結果の当該事業への反映状況(対応方針)							
										┤╟	政策評価委員会意見(諮問する事業についてのみ記載)							
	④データ									J ∥								
(i	が把握する	時期		当該年度	₹中	月□ 3	翌年度	月「	翌々年度	月								